
令和7年 第3回 6月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第2日）

令和7年5月23日（金曜日）

議事日程（第2号）

令和7年5月23日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第32号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 第33号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第 3 第34号議案 令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
（日程第1～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 第35号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
（日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 第36号議案 中間市道路線の認定について
（日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 第37号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第3号）
（日程第6 提案理由説明・質疑・委員会付託）
- 日程第 7 第38号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（日程第7 提案理由説明・質疑・委員会付託）

【 休 憩 】

- 日程第 8 第37号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第3号）
（日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 第38号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 意見書案 米不足と価格高騰への対策を求める意見書
第 3 号
（日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第11 意見書案 日本学術会議法案の撤回を求める意見書
第4号

(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
16 番 中野 勝寛君	

欠席議員 (1名)

15 番 井上 太一君

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
総務部参事 ……………	持田 将一君	未来創造部長 ………	井上 篤君
未来創造部参事 ……	熊谷憲一郎君	市民部長 ……………	北原 鉄也君
保健福祉部参事 ……	岩切 伸一君	教育部長 ……………	清水 秀一君
建設産業部長 ………	白石 和也君		
環境上下水道部長 ……………			亀井 誠君
消防長 ……………	波多野暢俊君	総務課長 ……………	久野 朋博君
企画課長 ……………	佐野 耕二君		
デジタル推進課長 ……………			影平 浩一君

生活支援課長	……	岩佐	剛君	医療保険課長	……	八汐	雄樹君
市民課長	……	江藤	哲君	課税課長	……	深川	英明君
人権男女共同参画課長	……					石井	浩司君
建設課長	……	小土井	崇君	農業政策課長	……	宮崎	泰司君

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣	憲一君	書	記	熊谷	浩二君
書	記	山本	和美君	書	記	黒川美寿穂君

議案の委員会付託表

令和 7 年 5 月 2 3 日

第 3 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 3 7 号議案	令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 3 号）	総合政策
第 3 8 号議案	中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第32号議案

日程第2. 第33号議案

日程第3. 第34号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第32号議案から日程第3、第34号議案までの各会計補正予算3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳出として、議会費において、中間市議会ハラスメント根絶条例の改正により、議長において第三者調査委員会を設置することができることとなったことから、必要に応じて迅速に調査を行うため、第三者調査委員会の委員に対する報償費として66万円が計上されています。また、この予算に係る財源調整のため、財政調整基金積立金が66万円減額されています。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ192億515万1,000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第33号議案及び第34号議案の補正予算3件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第32号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第2号）について申し上

げます。

まず、歳入として、国庫支出金において、令和6年度に物価高への支援として実施された定額減税を補足する給付金事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億6,733万9,000円が計上されています。

次に、歳出として、総務費において、先ほど歳入で申しあげました給付事業に要する経費として、事務費に1,213万9,000円が、事業費に1億5,520万円がそれぞれ計上されています。

次に、第33号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度の中間市特別会計国民健康保険事業において、歳出に対して歳入が6億200万6,000円不足する見込みとなっていることから、これを補填するため、令和7年度補正予算として、歳入にあつては諸収入に、歳出にあつては前年度繰上充用金に、それぞれ6億200万6,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億1,632万2,000円となっています。

次に、第34号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度の中間市住宅新築資金等特別会計において、歳出に対して歳入が3億1,792万5,000円不足する見込みとなっていることから、これを補填するため、令和7年度補正予算として、歳入にあつては諸収入に、歳出にあつては前年度繰上充用金に、それぞれ3億1,792万5,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,866万4,000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第32号議案、第33号議案及び第34号議案は、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第３２号議案から第３４号議案までの各会計補正予算３件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第３２号議案、令和７年度中間市一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第３２号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第３３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第３３号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第３４号議案、令和７年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第３４号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４．第３５号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第４、第３５号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３５号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本市の基幹業務システムを国が定める標準化基準に適合するシステ

ムに移行するに当たり、システムの標準機能として本市の住民基本台帳に記録されていない方、いわゆる住登外者を管理する機能が実装されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容は、本市が独自に個人番号を利用する事務として住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、庁内連携により利用する特定個人情報として住登外者の情報の管理に関する情報を追加するものです。

また、住登外者に関する情報は、その情報を保有する執行機関以外の機関においても利用する見込みであることから、他の執行機関に対する特定個人情報の提供に関する規定を設けております。

なお、条例の施行日は公布の日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第35号議案、中間市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

この条例改定は、国の進める地方公共団体情報システムの標準化法に基づくものであり、今回は、住民登録の登録外者情報の整備のためのものです。もともと、各自治体が独自に運営していた電算処理を国のレベルで一元化をし、民間事業者の参入のもとで、一気にデジタル化を推進する狙いがあります。しかし、このやり方では、国民の個人情報の安全性や民間サイドでの運用による利益追求型の情報利用等、新たな問題を発生させる危険性があります。

地方自治体のガバメントクラウド利用は、今まで先行事業として国が支出をしていましたが、この経費を今年度からは、地方自治体の負担とする問題もあります。最終的には、公務員の半減、国民の個人情報の侵害の危険性を持つ、地方自治体にとっては、まさに地方自治の在り方が大きく変えられようとしている大問題であります。

一旦中止の上、各自治体サイドでの再検討の上、今後の運営の在り方の見直しを求めます。

以上のことから、この条例改定案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第35号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、第36号議案、中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第36号議案、中間市道路線の認定についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、認定される路線は、下大隈17号線の1路線であります。この路線につきましては、大字下大隈地内の開発行為に伴い、本市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第36号議案は、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第36号議案、中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 第37号議案

○議長(中野 勝寛君)

これより、日程第6、第37号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第37号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員に対する報償費を計上した一般会計補正予算(第2号)について議決をいただいたことから、後ほど第38号議案にてご説明いたしますとおり、本年3月の市議会定例会において議決をいただいた中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例に基づく特別職職員ハラスメント調査委員会の委員に対しても同様の対価を支給するため、必要な経費を計上するものでございます。

それでは、補正の内容について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費におきまして、特別職職員ハラスメント調査委員会の委員報酬を計上し、その額につきましては、議会との均衡を図るため、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員に対する報償費と同額の60万円といたしております。また、この財源調整のため、財政調整基金積立金を60万円減額いたしております。

これらにより、歳出につきましては総額60万円の事業費の増減を行うものですが、歳入につきましては変更が生じないものとなっております。

以上により、予算の総額につきましては、補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ192億515万1,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第３７号議案は、中間市議会会議規則第３７条第１項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第７ 第３８号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第７、第３８号議案、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第３８号議案、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第３７号議案においてご説明申し上げましたとおり、一般会計補正予算（第２号）の議決を受けまして、市長の附属機関である特別職職員ハラスメント調査委員会の委員につきましても、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員と同様に、ハラスメントという慎重な取扱いが求められる案件に対応するものとして、その報酬についても、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員に支給される報償費と均衡を図る必要がありますことから、ご提案するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、特別職職員ハラスメント調査委員会の委員の報酬につきまして、現在、一日当たり４，２００円となっておりますところ、他の附属機関の委員との均衡を考慮してその額を維持した上で、支給の単位を会議への一回の出席に見直すとともに、特別の役務の提供が生じた場合に予算の範囲で市長が定める額を支給することができるものとし、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員に支給される報償費との均衡を図るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第38号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に、総合政策委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

再開は、追って連絡いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第8. 第37号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第8、第37号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております37号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳出として、総務費において、特別職職員ハラスメント調査委員会の委員に対して、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員の報償費と同様の対価を支給するため、特別職職員ハラスメント調査委員会委員報酬として66万円が計上されています。

また、この財源調整のため、財政調整基金積立金が66万円減額されています。

以上により、歳入については、変更が生じないものとなっており、予算の総額は、補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ192億515万1,000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第37号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 第38号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第9、第38号議案、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、市長の附属機関である特別職職員ハラスメント調査委員会の委員の報酬について、議員によるハラスメントに係る第三者調査委員会の委員の報償費と均衡を図るため、条例改正を行うものです。

条例改正の内容は、現在、一日当たり4,200円となっている委員の報酬について、他の附属機関の委員との均衡を考慮し、その額を維持した上で、支給の単位を会議への一回の出席に見直すとともに、特別の役務の提供が生じた場合に、予算の範囲で市長が定める額を支給することができることとするものです。

なお、条例の施行日は公布の日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第38号議案、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第3号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第10、意見書案第3号、米不足と価格高騰への対策を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員(5番 柴田 芳信君)

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第3号、米不足と価格高騰への対策を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

江藤農林水産大臣は、21日、「米は買ったことがない」などと米不足・価格高騰に苦しむ国民の感情を踏みにじる発言をした問題で、辞表を提出いたしました。

主食の米が在庫不足に陥り、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安が広がっています。全ての国民が米を安心して確保できるようにすることは、政治に突きつけられた問題であります。

令和6年6月末の米の民間在庫は、前年比41万トン減で過去最低となり、米価は高騰しています。その要因として、農林水産省は、令和5年の猛暑による米の出回りの量の減少、さらには、コロナ後の回復、インバウンドによる需要増、小麦などの海外産原料の食料品価格が高騰する中で、米の相対的な割安感が高まり、消費が伸びたことなどを挙げ、南海トラフ地震臨時情報を受けた防災備蓄の増加も拍車をかけたなどとも伝えられました。

農林水産省は、米の需要がひっ迫しているとは考えていないということを繰り返し、今回の事態の根本には、米の需要と価格の安定に責任を持とうとしない政府の農業政策が問題だとの認識を持っておりません。政府は、長期にわたり農業者に減産を押しつけるとともに、米の需要と価格の安定に対する政府の責任を放棄してきたと言わざるを得ません。

2021年の米の生産者価格の暴落以降、全国の米農家は低い米価と農業資材の高騰に苦しみ、離農が進む事態となったにもかかわらず、政府の対策は不十分です。その結果、

かつて1,000万トン以上あった米の生産量は661万トンにまで減少し、昨年は需要量が上回ったために6月末時点の米の民間在庫量が156万トンと過去最低水準となりました。現在の米不足は、安定して十分な生産量を確保し、価格保障、所得補償によって農家の収入を支えるという、多くの国々で行われている政策を取っていれば防げた事態ではないでしょうか。

よって、政府に対し、米不足と価格高騰への対策として下記の事項を実施されるよう強く要望するものであります。

その1、速やかに価格高騰対策を実施するとともに、米価を市場原理に委ねるのではなく、その安定対策を積極的に図ること。

2、農家への所得補償、農産物の価格保障を抜本的に充実し、農業に希望を持って安定して生産を続けられる条件を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明を終わりたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号、米不足と価格高騰への対策を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 11. 意見書案第 4 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 11、意見書案第 4 号、日本学術会議法案の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員（6 番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第 4 号、日本学術会議法案の撤回を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

現在、この法案は衆議院を通過し、参議院での審議が始まろうとしています。この法案の最大の問題点は、学術会議という文字どおり我が国の科学や文化の先端を担う組織に対して、国がその支配力を強めようとしていることにあります。

戦前は、全面戦争に突入する前に、京都大学の滝川事件や、美濃部達吉教授の天皇機関説を巡る弾圧があり、このことを契機に一気に戦争モードに突入したという苦い経験があります。

戦後は、このことの反省も踏まえ、憲法第 23 条に学問の自由が謳われ、二度とこの過ちを繰り返さないという布石が敷かれました。

現在の学術会議法では、その前文で、科学が文化国家の基礎であり、平和的復興、人類社会の福祉に貢献することが目的として書かれていますが、今回の改定では、文化国家や平和的復興の字句が削除され、経済社会への健全な発展の基礎というふうに、その経済的役割のみが強調される文章に変わっています。

このことの背景には、米国の世界戦略の一翼を担いたい政治家と武器輸出でのもうけを企む経済界の要求があります。露骨な軍学共同が叫ばれる中で、これらに反対する学術会議会員の排除の動きとも連動しています。

菅政権は、既に 6 名の任命拒否を発動しました。学術会議の自立性の否定です。今回の改定によって、1948 年施行の日本学術会議法を附則第 28 条で廃止すると明記をしていますし、第 3 条の「日本学術会議は、独立して職務を行う」という文面も削除をされています。文字どおり学術会議の廃止法案です。

現在の学術会議法では、第 7 条第 2 項で、学術会議が会員候補を推薦し内閣総理大臣が任命するとなっていますが、1983 年の国会での中曽根総理——当時であります、総理大臣は、このことについて、「この任命は学会や学術集団からの推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎない」と明確に述べていました。

現在のこの動きは、明らかに今までの国会答弁とも矛盾をするものです。多くの民主団体の反対の表明とも連動し、早期の撤回を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第4号、日本学術会議法案の撤回を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長(中野 勝寛君)

これより、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、中間市議会会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大議員及び阿部伊知雄議員を指名いたします。

○議長(中野 勝寛君)

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

令和7年第3回定例会が皆様のご協力のもと、円滑に全ての日程を終えることができましたことに、厚くお礼を申し上げます。

私ども市議会の任期も、残すところあとひと月余りとなり、今回の定例会が任期最後の定例会となりました。この4年間、議長として職務を全うできたのも、皆様のお力添えがあったからでございます。併せてお礼を申し上げます。

皆様におかれましては、慌ただしい時期を迎えられると思いますが、くれぐれもお体にご留意され、ご活躍されることを願っております。

また、今期をもってご勇退されます井上議員、中尾議員、安田議員におかれましては、長きにわたり、中間市政の発展のためにご尽力を賜り、ありがとうございました。今後とも、中間市の発展のために、それぞれのご経験を活かし、ご活躍をいただくことを願っております。

結びに、市民の皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、私の挨拶といたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 善 大

議 員 阿 部 伊 知 雄